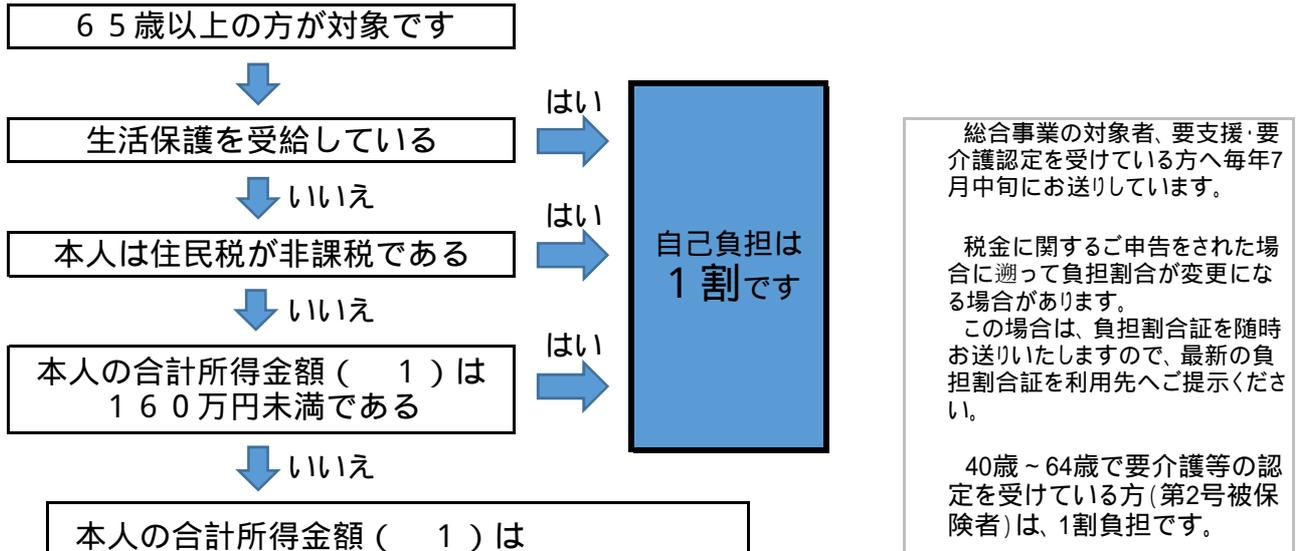


介護保険負担割合証の交付にともなう 利用者負担の判定の流れ



本人の合計所得金額(1)は

220万円未満である	へ
220万円以上である	へ

課税対象年金収入額 + その他の合計所得金額の合計額を確認します。
(2) (3)

本人のみの場合
本人のみの金額は280万円未満ですが世帯内に65歳以上の方が本人以外にもいる場合
世帯全員の金額は346万円未満ですが
(「世帯内」とは、住民票上の世帯のことをいいます。)

はい → **自己負担は1割です**

いいえ → **自己負担は2割です**

課税対象年金収入額 + その他の合計所得金額の合計額を確認します。
(2) (3)

本人のみの場合
本人のみの金額は340万円未満ですが世帯内に65歳以上の方が本人以外にもいる場合
世帯全員の金額は463万円未満ですが
(「世帯内」とは、住民票上の世帯のことをいいます。)

はい → **へ**

いいえ → **自己負担は3割です**

適用期間が令和3年8月以降の場合は以下の点にご注意ください。

- 1 【合計所得金額】年金、給与等の収入から必要経費を差し引いた所得額の合計で、扶養控除、社会保険料控除、医療費控除等の所得控除をする前の金額、繰越損失がある場合は繰越控除前の金額です。(平成30年度より、土地建物等の譲渡所得は特別控除後の金額を用いるよう変更となりました。)
- 2 【課税対象年金収入額】非課税年金(障害年金、遺族年金など)以外の年金の総支給額です。「公的年金等の源泉徴収票」がお手元にある場合は、「支払金額」をご確認ください。
- 3 【その他の合計所得金額】合計所得金額から公的年金等に係る雑所得を除いた金額です。0円を下回った場合は0円とみなします。
なお、その他の合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、当該給与所得の金額(所得金額調整控除がある場合は控除前の金額)から10万円を控除した金額を用います(0円を下回った場合は0円とみなします)。

適用期間が令和3年7月以前の場合は以下の点にご注意ください。

- 1 【合計所得金額】年金、給与等の収入から必要経費を差し引いた所得額の合計で、扶養控除、社会保険料控除、医療費控除等の所得控除をする前の金額、繰越損失がある場合は繰越控除前の金額です。(平成30年度より、土地建物等の譲渡所得は特別控除後の金額を用いるよう変更となりました。)
- 2 【課税対象年金収入額】非課税年金(障害年金、遺族年金など)以外の年金の総支給額です。
- 3 【その他の合計所得金額】合計所得金額から年金所得(公的年金収入 - 公的年金等控除額)を除いた所得金額です。(例: 給与所得、不動産所得など)